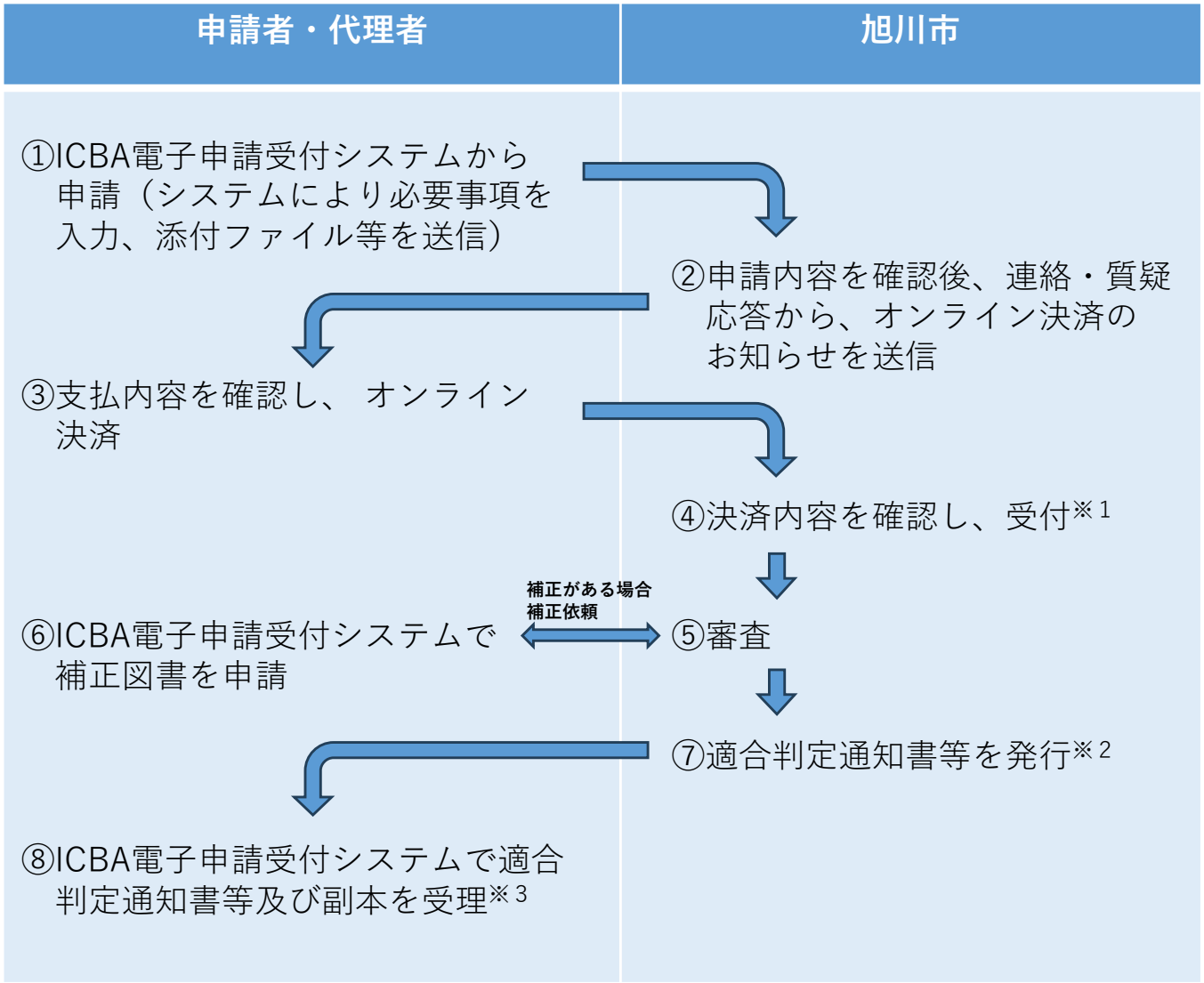
オンライン申請の流れ（省エネ適合性判定関係）

令和8年11月1日以降

対象建築物：建築基準法第6条第1項第2号建築物のうち構造計算によらない仕様規定による建築物
申請が可能な手続き（いずれも申請データが電子化されたものに限る）
・省エネ適合性判定申請
・省エネ適合性判定変更申請（省エネ適合性判定申請をオンライン申請したものに限る）
・軽微変更該当証明申請（省エネ適合性判定申請 、省エネ適合性判定変更申請をオンライン申請したものに限る ）



※１・旭川市が決済内容を確認した日が受付日になります。
【例】4月1日(土曜日)に電子決済した場合
職員が確認するのが翌開庁日になるため、4月3日(月曜日)が受付日となります。
・受付内容は申請者宛に「申請引き受けのお知らせ」をシステムから通知します。

※２・オンライン申請の場合、適合判定通知書等の交付は電子交付（PDFファイル）になりますのでご注意ください。
・書面での交付を希望の方は、窓口にて書面で申請してください。

※３・適合判定通知書等及び副本は、ICBA電子申請受付システムから受理してください。